



Code of Professional Conduct for IBCLCs IBCLCの職務行動規範 (CPC: Code of Professional Conduct)

この IBCLC の職務行動規範 (CPC : Code of Professional Conduct) は、2011 年 11 月 1 日より発効するものとする。

2004 年 12 月 1 日に制定された「IBCLC の倫理規範」に代わるものである。

ラクテーション・コンサルタント資格試験国際評議会®(IBLCE®)は、母乳育児支援者を認定するための世界的に認められた機関である。

IBLCEの試験は母乳育児に関する知識を測る尺度として国際的に認められている。IBLCEは、この試験を提供することによって公衆の健康・福祉・安全を守るために設立された。試験に合格した者は、国際認定ラクテーション・コンサルタント(IBCLC)となる。

母と子を守るというIBCLCの義務の中でも最も重要なことは、WHOの「母乳代用品のマーケティングに関する国際規準」<http://www.who.int/nutrition/publications/infantfeeding/9241541601/en/> および世界保健総会のその後の関連決議の原則と目的を遵守することである。

前文

IBCLCは広範な人権の原則を支持する。多くの国際的な文書に明記されているように、人はだれでも達成可能な最高水準の健康を得る権利を有する。さらに、IBLCEは、どの母親と子どもも母乳育児をする権利を持つとみなしている。したがって、IBLCEはIBCLCが以下の文書に概説されている、最高水準の倫理的行動を維持することを推奨する。

- ・ 国連子どもの権利条約 http://www.unicef.org/crc/files/Rights_overview.pdf
- ・ 国連女子差別撤廃条約 (第12条)
<http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/text/econvention.htm#article12>

- ・医学専門学会評議会 (CMSS) の企業との関係に関する倫理規範

<http://www.cmss.org/codeforinteractions.aspx>

職務の実践の手引きとなる「職務行動規範」 (CPC) があるということは、すべてのIBCLCおよびIBCLCがサービスを提供する公衆にとっての最大の利益になる。「職務行動規範」 (CPC) は：

- ・IBCLCおよび公衆の両者に対して、受諾しうる最低限の水準を示し
- ・IBCLCの有資格者全員に期待される責務の例を挙げ、
- ・IBCLCに必須の義務を遂行するための枠組みを提供し、
- ・不当行為が行われたときに、それを決定するためのよりどころとして用いられる。

定義と解釈

1. 「IBCLCの職務行動規範」 (CPC) においては、この文書を「行動規範」 (CPC : Code of Professional Conduct) と呼ぶ。
2. IBCLCは「IBLCEの懲戒手続き」に全面的に従う。
3. この「行動規範」 (CPC) においては、「当然の注意義務」はIBCLCに課された義務のことであり、他人に害を及ぼす可能性のある行為を行うときは、道理にかなったケアの基準を守らなければならない。
4. 「知的財産」という用語は、著作権 (印刷されたもの、もしくは電子データの文書、原稿、写真、スライドおよびイラスト)、登録商標、サービス、認定証および特許を指す。
5. 「いかなる情報も漏らさない」 (基本方針3.1) という記述に対する例外は、以下のような場合であって、必要な範囲内でIBCLCが情報を開示することがある。
 - (a) 法律、裁判所、行政の命令、もしくはこの「行動規範」 (CPC) に従うため。
 - (b) 対応するべき立場の適切な個人もしくは機関に相談した上で、クライアントを守るため。クライアントが自分や自分の子どもの最大の利益になるような行為を充分に行うことが不可能であり、害を及ぼすリスクがあると、IBCLCが信じるに足る合理的な理由がある場合が相当する。
 - (c) IBCLCとクライアントの代理で訴えや弁護を作成するため。もしくは、そのクライアントが関係した行為に基づいてなされた、IBCLCに対する刑事告発や民事訴訟への弁護をするため。
 - (d) IBCLCがクライアントに提供したサービスに関する訴訟の申し立てに対して応えるため。
6. 「不当行為」とは、合法ではあるが不適切な行為を指し、「不法行為」とは違法行為を指す。

職務行動規範の基本方針

この「行動規範」 (CPC) は以下の8つの基本方針から成り、IBCLCはだれでもこれを守らなければならない。

1. 母乳育児を保護・推進・支援するためのサービスを提供する。
2. 「当然の注意義務」を守って行動する。
3. クライアントの秘密を守る。
4. ヘルスケア・チームの他のメンバーに対して正確で漏れのない報告をする。
5. 独立した判断を行い、利益相反を避ける。
6. 個人としての誠実さを維持する。
7. IBCLCとして期待される職務水準を保つ。
8. 「IBLCEの懲戒手続き」に従う。

「行動規範」(CPC)はクライアントの利益を守るためのものであり、公衆の信頼を正当化するものでもある。IBCLCは個人として、「行動規範」(CPC)に則って首尾一貫した行動をとる責任がある。

基本方針1：母乳育児を保護・推進・支援するためのサービスを提供する。

IBCLCはだれでも：

- 1.1 母親と共に行動することによって職責を果たし、それぞれの母親が目標としている母乳育児を達成できるようにする。
- 1.2 クライアントそれぞれのニーズに合った、文化的に適切で、入手できる範囲で最高の根拠を提示した上でケアを提供する。
- 1.3 クライアントが情報を与えられた上での決定ができるように、十分な情報を提供する。
- 1.4 商品については、正確で漏れのない、客観的な情報を伝える。(基本方針7.1参照)
- 1.5 個人的なバイアスのない情報を提示する。

基本方針2：「当然の注意義務」を守って行動する。

IBCLCはだれでも：

- 2.1 「業務範囲」内で仕事をする。
- 2.2 ヘルスケア・チームの他のメンバーと協働し、包括的で統合されたケアを提供する。
- 2.3 個人の行動や実践に対して責任を持つ。
- 2.4 ラクテーション・コンサルタントの行為を規定する法律を含め、適用される法律にはすべて従う。
- 2.5 知的財産権を尊重する。

基本方針3：クライアントの秘密を守る。

IBCLCはだれでも：

- 3.1 そのクライアントのヘルスケア・チームのメンバー以外には、職務上の関わりで得た情報を漏らさない。ただし、クライアントが承諾した個人や組織に対しては、その限りではない。例外は、「行動規範」(CPC)の「定義と解釈」の項に示したものである。

- 3.2 母親自身および子どもの代理人としての母親の同意をあらかじめ文書で得た場合を除き、いかなる目的であったとしても、母親や子どもの写真を撮ったり、録音・録画をしたりしない。

基本方針4：ヘルスケア・チームの他のメンバーに対して正確で漏れのない報告をする。

IBCLCはだれでも：

- 4.1 コンサルテーションを開始する前に、そのクライアントのヘルスケア・チームのメンバーと臨床的な情報を共有することへの同意をクライアントから得る。
- 4.2 クライアントもしくは同僚の健康や安全が危機に瀕していると思われる場合は、しかるべき個人や機関に知らせる。これは基本方針3とは矛盾しない。

基本方針5：独立した判断を行い、利益相反を避ける。

IBCLCはだれでも：

- 5.1 実質のものであっても見かけ上のものであっても、利益相反を開示する。これには、関連物品やサービス、もしくはそれらを提供する機関から金銭的利益を得る場合を含む。
- 5.2 商業的な思惑が職務上の判断に影響することがないようにする。
- 5.3 クライアントに害を及ぼす可能性のある身体的・精神的障害を持つ場合は、職務の実践から自発的に身を引く。

基本方針6：個人としての誠実さを維持する。

IBCLCはだれでも：

- 6.1 保健医療専門家として正直で公正にふるまう。
- 6.2 IBCLCの実践に影響を及ぼす可能性のある薬物乱用に陥った場合は、職務の実践から自発的に身を引く。
- 6.3 年齢、民族、国籍、婚姻状況、宗教、性的指向にかかわらず、クライアントを平等に扱う。

基本方針7：IBCLCとして期待される職務水準を保つ。

IBCLCはだれでも：

- 7.1 「行動規範」(CPC)によって定義された枠組みの範囲で業務を行う。
- 7.2 ラクテーション・コンサルタントとして要請されたサービスに関しては、公衆や同僚に正確な情報だけを提供する。
- 7.3 IBCLCがラクテーション・コンサルタントとしてのサービスを提供する場合にのみ、そのサービスを保証する目的でIBCLCの名前を使用することを許可する。
- 7.4 「IBCLC」もしくは「RLC*」という略語、および「国際認定ラクテーション・コンサルタント」もしくは「登録ラクテーション・コンサルタント(RLC)」という称号は、その認定が有効でIBCLCが使用を許可している方法で用いる場合のみに使用する。

*RLCはアメリカ合衆国で使用されているが、アジア・太平洋地区では用いられない。

基本方針 8 : 「IBLCEの懲戒手続き」に従う。

IBCLCはだれでも :

- 8.1 IBLCEの「倫理と懲戒」のプロセスに従う。
- 8.2 「行動規範」(CPC)違反には以下の事柄を含むということに同意する :
 - 8.2.1 ラクテーション・コンサルタントとしての実践に関する不正行為や重大な怠慢、不法行為という業務上の問題に対して、そのIBCLCがしかるべき法律により有罪判決を受けたとき。
 - 8.2.2 そのIBCLCが国や県、もしくはそれに準ずる自治体レベルによって懲戒処分を受けたとき。しかも、その懲罰の根拠の少なくとも1つがこの「行動規範」(CPC)の基本方針と同じか実質的に同等と見なされるとき。
 - 8.2.3 権限のある法廷、免許委員会、認定委員会、もしくは自治体当局が、そのIBCLCがラクテーション・コンサルタントとしての実践に直接関わる不当行為もしくは不法行為 を犯したと決定したとき。

(2011年11月 瀬尾智子 井村真澄 南田智子 光岡由美 訳)